

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

| 規 則                                     | ページ |
|---|-----|
| ○北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則..... (環境政策課)   | 111 |
| <b>告 示</b>                              |     |
| ○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農地調整課)         | 114 |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (漁業指導課)          | 114 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)            | 114 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)        | 114 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) | 118 |
| ○道路の区域の変更(2件)..... (道路整備課)              | 122 |
| ○道路の供用の開始..... (道路整備課)                  | 123 |
| ○海岸保全区域の指定の一部改正..... (砂防災課)             | 123 |
| ○一般競争入札の実施..... (物品管理課)                 | 124 |
| <b>支庁告示</b>                             |     |
| ○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知.....             | 125 |
| ○建築基準法による公開の意見の聴取の実施.....               | 125 |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示.....                  | 125 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....             | 126 |
| ○建築基準法による公開の意見の聴取の実施.....               | 126 |
| <b>札幌医科大学告示</b>                         |     |
| ○一般競争入札の実施.....                         | 126 |
| <b>道教育庁十勝教育局告示</b>                      |     |
| ○特定調達契約に係る入札の公告.....                    | 127 |
| <b>道公安委員会告示</b>                         |     |
| ○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....                 | 129 |
| ○遊技機の認定及び型式の検定の取消しの告示.....              | 133 |
| <b>道警察本部告示</b>                          |     |
| ○一般競争入札の資格に関する公示.....                   | 133 |
| ○一般競争入札の実施.....                         | 134 |

## 規 則

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則をここに公布する。  
平成15年11月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第125号

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則  
(趣旨)

**第1条** この規則は、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成15年北海道条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境美化促進地区の指定)

**第2条** 条例第10条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による環境美化促進地区(以下「促進地区」という。)の指定、区域の変更又は指定の解除の申出は、別記第1号様式の環境美化促進地区指定(区域の変更・指定の解除)申出書によって行うものとする。

2 条例第10条第4項の環境美化促進計画には、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める内容を記載するものとする。

- (1) 啓発活動に関する事項 促進地区において市町村、住民、各種団体、事業者等(以下「市町村等」という。)が実施する空き缶等の散乱防止についての啓発活動の内容、実施方法等
- (2) 清掃美化事業に関する事項 促進地区において市町村等が実施する清掃美化事業の内容、実施方法等
- (3) 施設の整備に関する事項 促進地区において市町村等が実施する空き缶等の散乱防止のための施設の整備の内容、実施方法等
- (4) その他の事項 促進地区の市町村等による空き缶等の散乱の防止に係る協議に関する事項、促進地区に係る開発計画及び将来構想その他空き缶等の散乱の防止のために必要な事項  
(空き缶等散乱防止期間)

**第3条** 条例第11条に規定する空き缶等散乱防止期間は、6月1日から6月30日までとする。  
(過料処分)

**第4条** 条例第16条の規定により過料を科す処分に従事する職員は、別記第2号様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2 条例第16条の規定により過料を科そうとするときは、別記第3号様式の告知・弁明書により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

試されるあなたの運転の大地へストップ・ザ・交通事故死

3 条例第16条の規定により過料を科すときは、別記第4号様式の過料処分通知書を交付するものとする。

（適用除外）

第5条 条例第17条の市町村の区域で規則で定めるものは、釧路市（知事が指定する区域に限る。）、富良野市、黒松内町、沼田町、浦河町及び芽室町の区域とする。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

環境美化促進地区指定（区域の変更・指定の解除）申出書

年 月 日

北海道知事 様

市町村長 

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例第10条第1項（同条第3項において準用する同条第1項）の規定により、次のとおり環境美化促進地区の指定（区域の変更・指定の解除）を申し出ます。

記

- 1 環境美化促進地区の名称
- 2 環境美化促進地区の指定（区域の変更・指定の解除）を希望する区域
- 3 環境美化促進地区の指定（区域の変更・指定の解除）を希望する理由

備考

- 1 環境美化促進地区の指定（区域の変更・指定の解除）を希望する区域については、当該区域の名称、地番、面積等を記載すること。
- 2 次の書類を添付すること。
  - (1) 環境美化促進計画（指定又は区域の変更の場合に限る。）
  - (2) 指定又は指定の解除の場合にあっては、指定又は指定の解除を希望する区域の位置及び周囲の状況を明らかにした図面（縮尺1,500分の1から2,500分の1程度）
  - (3) 区域の変更の場合にあっては、変更前及び変更後の区域の位置及び周囲の状況を明らかにした図面（縮尺1,500分の1から2,500分の1程度）

別記第2号様式（第4条関係）

（表）

\_\_\_\_\_

この証明書を携帯する者は、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成15年北海道条例第34号）第16条の規定により過料を科す処分に従事する職員です。

第 号  
所 属  
職 名  
氏 名



身 分 証 明 書

交付年月日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

北海道知事 

（裏）

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例（抜粋）

（定義）

- 第2条 この条例において「空き缶等」とは、空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器（中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。）、包装袋、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- 2 この条例において「道民等」とは、道民及び滞在者をいう。
  - 3 （略）

(投棄の禁止等)

第8条 何人も、みだりに空き缶等を捨ててはならない。

2 道民等は、歩行中であるとき、又は吸い殻入れが付近に設置されていない場合で吸い殻入れを携帯していないときは、公共の場所において、喫煙しないよう努めなければならない。

(罰則)

第16条 第8条第1項の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

備考 この用紙は日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

別記第3号様式 (第4条関係)

年 月 日

告知・弁明書

様

北海道知事

印

あなたは、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例第8条第1項の規定に違反したので、過料処分の対象となります。

|         |              |
|---------|--------------|
| 違反日時    | 年 月 日 時 分 ころ |
| 違反場所    |              |
| 違反事実の内容 | 上記日時・場所において、 |
| 住所      |              |
| 氏名      |              |

|      |  |
|------|--|
| 生年月日 | 年 月 日 ( 歳 )  |
| 連絡先  | 自宅・勤務先・その他 ( )   |
| 弁明   | 上記のとおり認めます。弁明することはありません。<br><br>次のとおり弁明します。<br>上記事実は、 覚えがない。<br>誤りがある。 |
| 署名   |  |

別記第4号様式 (第4条関係)

過料処分通知書

住 所  
氏 名

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例第8条第1項の規定に違反したので、同条例第16条の規定により、 円の過料に処します。

過料は、別に交付する納入通知書により、その指定する日までに納付しなければなりません。

年 月 日

北海道知事

印

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。

告

示

北海道告示第2031号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、上ノ国町ハンノキ地区及び今金町田代地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成15年11月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第2032号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式

2 落札を決定した日  
平成15年10月29日

3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社  
(2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号

4 落札金額  
172,725,000円

5 競争の相手方を決定した手続  
一般競争入札

6 一般競争入札の公告  
平成15年北海道告示第1631号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道水産林務部漁業指導課  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第2033号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 茅部郡南茅部町字白尻721の1（次の図に示す部分に限

る。）

2 指 定 の 目 的 公衆の保健

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び南茅部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2034号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 山越郡八雲町熱田399地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 山越郡八雲町熱田399地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡黒松内町字白井川73の3 (国有林)、73の1、74の1

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白井川73の1 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び黒松内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

4(1) 保安林予定森林の所在場所 古平郡古平町大字群来町195地先 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 保安林予定森林の所在場所 赤平市百戸町北520の1・521・522の1 (以上3筆に

ついて次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

百戸町北521・522の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 保安林予定森林の所在場所 赤平市百戸町北522の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

百戸町北522の1 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 保安林予定森林の所在場所 芦別市常磐1の1・豊岡1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

豊岡1 (次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 保安林予定森林の所在場所 芦別市常磐1の1・1の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 常磐1の1・1の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

9(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡朝日町字南朝日3447地先・3464の1地先・3410の1・3411の1（以上2筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字南朝日3447地先（次の図に示す部分に限る。）、3464の1地先、3410の1、3411の1  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡音威子府村字チセ子シリ293の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び音威子府村役場に備え置いて縦覧に供する。）

11(1) 保安林予定森林の所在場所 網走郡津別町字最上85の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字最上85の1（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡西興部村字上藻1052の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上藻1052の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び西興部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

13(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡雄武町字道有林7の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字道有林7の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

14(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字芽生85の2・字豊糠67の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、61の2

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字芽生85の2・字豊糠61の2・67の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 並びに 植 栽 の 方 法 ・ 期 間 及 び 樹 種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

15(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字川向166の2・169の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、164の4、165の1から165の3まで、166の1、166の3

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 並びに 植 栽 の 方 法 ・ 期 間 及 び 樹 種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

16(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡豊頃町長節230・358・359（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道知事 高 橋 はるみ

17(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡豊頃町礼作別480・481の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

18(1) 保安林予定森林の所在場所 十勝郡浦幌町字富川31・77（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、25から30まで、61の2、76の2、90、91の2、字活平374から377まで、378の1、379の1、380の1、380の3、381の1、381の3、384の1、385の1から385の3まで、字美園1の1、2の1から2の4まで、4の1、4の8から4の10まで、4の13、6の2

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2035号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年11月28日

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡風連町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び風連町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡中川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

中川町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び中川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡下川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

下川町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び下川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡和寒町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び和寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 7(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡朝日町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。朝日町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 8(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡風連町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。風連町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び風連町役場に備え置いて縦覧に供する。)

9(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡下川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 下川町（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び下川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

10(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡和寒町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び和寒町役場に備え置いて縦覧に供する。)

11(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 士別市（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

12(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 干害の防備  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

13(1) 指定施業要件変更予定保安林 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 の所在場所と指定の目的 昭和55年8月11日農林水産省告示第1191号3  
 (2) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法 変更しない。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課並びに名寄市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

|  |  |
|--|--|
| <p>14(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的<br/>昭和55年8月11日農林水産省告示第1191号2</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>ア 立木の伐採の方法<br/>イ 立木の伐採の限度<br/>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>         | <p>ア 立木の伐採の方法<br/>イ 立木の伐採の限度<br/>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>   |
| <p>15(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的<br/>平成4年11月30日農林水産省告示第1245号1</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>ア 立木の伐採の方法<br/>イ 立木の伐採の限度<br/>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課並びに士別市役所及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> | <p>19(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的<br/>平成11年9月2日農林水産省告示第1136号3</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>ア 立木の伐採の方法<br/>イ 立木の伐採の限度<br/>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び中川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>  |
| <p>16(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的<br/>平成4年11月30日農林水産省告示第1245号4</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>ア 立木の伐採の方法<br/>イ 立木の伐採の限度<br/>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>         | <p>20(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所<br/>上川郡風連町(国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(2) 保安林として指定された目的<br/>干害の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件<br/>ア 立木の伐採の方法<br/>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。<br/>風連町(次の図に示す部分に限る。)<br/>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。<br/>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。<br/>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> |
| <p>17(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的<br/>平成4年11月30日農林水産省告示第1245号7</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>ア 立木の伐採の方法<br/>イ 立木の伐採の限度<br/>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>         | <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種<br/>次のとおりとする。<br/>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び風連町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>  |
| <p>18(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的<br/>平成11年9月2日農林水産省告示第1136号2</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p>  | <p>21(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所<br/>名寄市(国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(2) 保安林として指定された目的<br/>公衆の保健</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件<br/>ア 立木の伐採の方法<br/>(ア) 主伐は、択伐による。<br/>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市</p>  |

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び名寄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

22(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡下川町（国有林。次の図に示す部分に限るの所在場所 する。）  
 (2) 保安林として指定された目的 干害の防備  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 下川町（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び下川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

23(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 干害の防備  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 士別市（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

24(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第2036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名及び区域

| 路線名      | 区                                      | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員                | 延長      | 国道等との重複区間           |
|----------|--|---|--------|----------------------|---------|---------------------|
| 尾田豊頃停車場線 | 中川郡豊頃町二宮943番2地先から<br>中川郡豊頃町二宮202番地先まで  |   | 前      | 22.60mから<br>45.50mまで | 280.40m | —                   |
|          |  |   | 後      | 22.60mから<br>45.50mまで | 280.40m | —                   |
|          |  |   | 後      | 24.40mから<br>65.20mまで | 280.40m | —                   |
| 湧洞豊頃停車場線 | 中川郡豊頃町二宮962番1地先から<br>中川郡豊頃町二宮945番2地先まで |   | 前      | 22.60mから<br>45.50mまで | 410.50m | 道道尾田豊頃停車場線重複276.30m |
|          |  |   | 後      | 24.40mから<br>65.20mまで | 410.50m | 道道尾田豊頃停車場線重複280.30m |
|          |  |   | 後      | 24.40mから<br>65.20mまで | 333.20m | 道道尾田豊頃停車場線重複218.20m |

北海道告示第2037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局札幌開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 名寄遠別線
- 3 道路の区域

| 区                             | 間 | 変更前後の別           | 敷地の幅員   | 延長 | 国道等との重複区間 |
|-------------------------------|---|------------------|---------|----|-----------|
| 天塩郡遠別町国有林留萌北部森林管理署1061林班は小班地先 | 前 | 43.00mから55.00mまで | 0.027km | —  |           |
|                               | 後 | 43.00mから66.00mまで | 0.027km | —  |           |

#### 北海道告示第2038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

| 路線名      | 供用開始の区間                                  | 供用開始の期日    |
|----------|--|------------|
| 道道 居辺本別線 | 中川郡本別町美蘭別445番3地先から<br>中川郡本別町美蘭別388番1地先まで | 平成15.11.28 |

#### 北海道告示第2039号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の<sup>(10)</sup>島牧海岸の島牧村の項海岸保全区域の欄中10の事項を次のように改める。

10 永豊地区海岸の次の基点13から基点28までの各点を順次に結ぶ線、基点28と補点⑤を結ぶ線、基点13と基点33を結ぶ線、基点33と基点34を結ぶ線、基点34と補点③を結ぶ線及び補点③から補点⑤までの各点を順次に結ぶ線によって囲まれた区域

- 基点13 座標値 X = -143,176.040、Y = -14,850.380の地点
- 基点14 基点13から方向角217度23分38秒の方向9.40メートルの地点
- 基点15 基点14から方向角205度54分23秒の方向1.16メートルの地点
- 基点16 基点15から方向角216度44分29秒の方向15.16メートルの地点
- 基点17 基点16から方向角198度43分22秒の方向64.86メートルの地点
- 基点18 基点17から方向角185度30分45秒の方向9.78メートルの地点
- 基点19 基点18から方向角168度04分30秒の方向11.32メートルの地点
- 基点20 基点19から方向角176度16分59秒の方向9.41メートルの地点
- 基点21 基点20から方向角176度15分32秒の方向19.31メートルの地点
- 基点22 基点21から方向角164度29分52秒の方向32.13メートルの地点
- 基点23 基点22から方向角170度12分01秒の方向2.23メートルの地点
- 基点24 基点23から方向角164度13分39秒の方向10.00メートルの地点
- 基点25 基点24から方向角165度01分07秒の方向22.94メートルの地点
- 基点26 基点25から方向角164度39分44秒の方向98.97メートルの地点
- 基点27 基点26から方向角174度48分39秒の方向19.57メートルの地点
- 基点28 基点27から方向角175度09分10秒の方向23.31メートルの地点
- 基点33 座標値 X = -143,163.376、Y = -14,840.755の地点
- 基点34 基点33から方向角304度22分22秒の方向30.00メートルの地点
- 補点③ 基点34から方向角293度22分25秒の方向49.02メートルの地点
- 補点④ 基点20から方向角292度30分00秒の方向100.00メートルの地点
- 補点⑤ 基点28から方向角281度00分00秒の方向89.37メートルの地点

3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の<sup>(10)</sup>島牧海岸の島牧村の項海岸保全区域の欄中20の事項を21の事項とし、11の事項から19の事項までを1事項ずつ繰り下げ、10の事項の次に次の事項を加える。

11 大平地区海岸の次の基点1から基点11までの各点を順次に結ぶ線、基点11と基点29を結ぶ線、基点29から基点32までの各点を順次に結ぶ線、基点32と補点②を結ぶ線、補点①と補点②を結ぶ線及び基点1と補点①を結ぶ線によって囲まれた区域

- 基点1 座標値 X = -142,843.736、Y = -14,649.036の地点
- 基点2 基点1から方向角217度04分14秒の方向35.44メートルの地点
- 基点3 基点2から方向角220度35分21秒の方向47.73メートルの地点
- 基点4 基点3から方向角129度09分12秒の方向1.45メートルの地点
- 基点5 基点4から方向角217度30分16秒の方向24.36メートルの地点
- 基点6 基点5から方向角213度09分56秒の方向56.35メートルの地点
- 基点7 基点6から方向角121度27分16秒の方向2.52メートルの地点
- 基点8 基点7から方向角210度05分10秒の方向6.00メートルの地点

- 基点 9 基点 8 から方向角203度55分24秒の方向34.96メートルの地点
- 基点10 基点 9 から方向角197度24分20秒の方向54.71メートルの地点
- 基点11 基点10から方向角209度59分20秒の方向77.24メートルの地点
- 基点29 基点11から方向角221度11分09秒の方向5.15メートルの地点
- 基点30 基点29から方向角305度03分54秒の方向10.23メートルの地点
- 基点31 基点30から方向角225度42分20秒の方向3.90メートルの地点
- 基点32 基点31から方向角304度22分18秒の方向21.73メートルの地点
- 補点① 基点 1 から方向角315度00分00秒の方向100.00メートルの地点
- 補点② 基点32から方向角315度22分21秒の方向54.49メートルの地点

**北海道告示第2040号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年11月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

**1 入札に付する事項**

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 14GHz帯小型進行波管 NEC LD7214 1本

イ 14GHz帯小型進行波管 NEC LD4552 1本

(2) 納 入 期 限 平成16年3月29日

(3) 納 入 場 所 総合企画部IT推進室情報基盤課

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

**3 契約条項を示す場所**

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課

**4 入札執行の場所及び日時**

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎1階出納局入札室

(2) 入 札 日 時 平成15年12月16日 午後3時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

**5 入 札 保 証 金**

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

**6 郵便等又は電報による入札**

認めないものとする。

**7 入札説明書の交付に関する事項**

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

**8 落札者の決定方法**

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

**9 契約書作成の要否**

要

**10 入札参加申込書の提出**

入札参加希望者は、次のより所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年12月15日 正午

(2) 提 出 場 所 3に同じ。

**11 そ の 他**

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道出納局物品管理課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 288

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

北海道石狩支庁告示第25号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確認できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成15年11月28日

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

| 住 所                               | 商号又は名称     | 氏 名   | 登 録 番 号          | 主たる営業所の所在地                     |
|-----------------------------------|------------|-------|------------------|--------------------------------|
| 札幌市東区北23条東22丁目6-20 茂美荘102         | キャッシングプロセス | 菅原 健  | 北海道知事(1)石第02655号 | 札幌市中央区南10条西1丁目1-51 メゾンビル6F     |
| 札幌市白石区東札幌6条6丁目2-3 リバーサイド本郷201号    | クレジットのトライ  | 池田 智博 | 北海道知事(1)石第02527号 | 札幌市白石区東札幌6条6丁目2-3 リバーサイド本郷201号 |
| 札幌市厚別区厚別東5条3丁目24-7 みずほマンション1      | 蓮井信販       | 蓮井 健一 | 北海道知事(1)石第02780号 | 札幌市厚別区厚別東5条3丁目24-7 みずほマンション1   |
| 札幌市東区北20条東16丁目3番地1-502号           | 四ツ葉信販      | 古内 康義 | 北海道知事(1)石第02744号 | 札幌市東区北20条東16丁目3番地1-502号        |
| 札幌市東区北12条東8丁目1番地6-1407号           | ひまわりファイナンス | 大久保俊也 | 北海道知事(1)石第02646号 | 札幌市東区北12条東8丁目1番地6-1407号        |
| 札幌市西区山の手3条6丁目4番15号 ロイヤルハイツ山の手206号 | 札幌信用ファイナンス | 佐々木 晶 | 北海道知事(1)石第02550号 | 札幌市中央区南2条西25丁目1番23号2F          |
| 札幌市中央区南7条西10丁目1029番地13 マンション憩105号 | サンデイリー     | 名越 寛和 | 北海道知事(1)石第02529号 | 札幌市中央区南7条西8丁目1-18 CBI号館8F左側    |
| 札幌市中央区南19条西10丁目1番15号-603号         | アクト        | 林田 正樹 | 北海道知事(2)石第02146号 | 札幌市中央区南2条西5丁目ロジェ札幌708号         |

北海道石狩支庁告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成15年11月28日

1 意見の聴取を受ける者の住所及び氏名

意見の聴取を受ける者は、許可に係る建築物及び工作物の敷地の外周から100メートル以内の居住者、建物所有者及び土地所有者で、その住所及び氏名は、別紙のとおりである。

（「別紙」は、省略し、その住所及び氏名は北海道石狩支庁経済部建設指導課及び千歳市建設部建築課に備え置いて縦覧に供する。）

2 意見の聴取の事由

建築基準法第48条第10項ただし書の規定により、次の建築物及び工作物の建築許可をしようとするため

建築主の住所及び氏名 長野県諏訪市大和3丁目3番5号  
セイコーエプソン株式会社 代表取締役社長 草間 三郎

敷 地 の 位 置 千歳市美々758-173、758-177、758-178

(1) 建築物の用途 工場（圧縮ガス製造及び液化ガス貯蔵）

工 事 の 種 別 新築

建築物の構造及び階数 鉄骨造 6階

建 築 面 積 19,902.86㎡

延 べ 面 積 81,439.29㎡

(2) 工作物の用途 液化ガス貯蔵施設

工 事 の 種 別 新築

築 造 面 積 8.04㎡

3 意見の聴取の期日 平成15年12月5日（金）午後1時30分

4 意見の聴取の場所 千歳市柏台南1丁目3番地1

千歳アルカディアプラザ1階 多目的ホール

北海道後志支庁告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年11月28日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1)ア 赤外線水分計 1台

イ 温度計 1台

(2)ア 事務机 1台

イ テーブル 1台

2 落札を決定した日

平成15年11月13日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 株式会社北海ケミカル  
イ 住 所 札幌市厚別区厚別南4丁目2番30号
- (2)ア 氏 名 有限会社日進堂  
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目13番地

4 落札金額

- (1) 182,700円
- (2) 99,750円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道後志支庁告示第13号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道後志支庁総務部会計課
- (2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道後志支庁告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年11月28日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 古宇郡泊村大字堀株村字渋井67 - 17 ほか10筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 古宇郡泊村大字茅沼村字白別191 - 7 泊村長 佐藤 淳一
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年7月29日 後建指第14 - 3号

北海道網走支庁告示34号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13号の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成15年11月28日

北海道網走支庁長 毛 利 明 雄

- 1 意見の聴取を受ける者の住所及び氏名  
意見の聴取を受ける者は、許可に係る建築物の敷地の外周から100メートル以内の居住者、建物所有者及び土地所有者で、その住所及び氏名は、別紙のとおりである。

（「別紙」は省略し、その住所及び氏名は、北海道網走支庁経済部建設指導課及び紋別市建設部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。）

2 意見の聴取の事由

建築基準法第48条第5項ただし書の規定により、次の建築物の建築許可をしようとするため。

- 建築主の住所及び氏名 札幌市中央区北11条西19丁目36番35号  
北雄ラッキー株式会社 代表取締役社長 桐生 泰夫
- 敷 地 の 位 置 紋別市落滑町1丁目2番1の内、2番4の内、落石町2丁目28番1、28番4、45番6
- 建 築 物 の 用 途 百貨店、マーケット等物品販売業の店舗
- 工 事 の 種 別 新築
- 建築物の構造及び階数 鉄骨造 1階
- 建 築 面 積 5,703.16㎡
- 延 べ 面 積 5,582.44㎡
- 3 意見の聴取の期日 平成15年12月5日（金）午後2時
- 4 意見の聴取の場所 紋別市落石町3丁目  
紋別市落石高齢者ふれあいセンター

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第82号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年11月28日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量並びに納入期日  
ア 落射蛍光装置 他 8式 平成16年1月13日（火）  
イ 極低温槽（フリーザー） 2式 同
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

- (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所  
札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室
- (2) 入札日時
- ア 落射蛍光装置 他 平成15年12月9日（火）午前11時
- イ 極低温槽（フリーザー） 同 午前11時10分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札  
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- (1) 落射蛍光装置 他 要
- (2) 極低温槽（フリーザー） 要
- 10 入札参加申込書の提出期限及び場所  
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提出期限 平成15年12月8日（月）
- (2) 提出場所 3に同じ。
- 11 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

- 号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 札幌医科大学事務局管財課
- イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2254
- (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

## 道教育庁十勝教育局告示

### 北海道教育庁十勝教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年11月28日

北海道教育庁十勝教育局長 河野 憲一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道帯広農業高等学校及び池田高等学校学科転換に係る物品購入

|                    |                |      |      |
|--------------------|----------------|------|------|
| ア 食品加工機器類          | 高温高压殺菌機ほか      | 39品目 | 88点  |
| イ 家庭科（調理・被服）教育用機器類 | フードプロセッサ、ミシンほか | 18品目 | 118点 |
| ウ 介護実習用機器類         | 車椅子ほか          | 14品目 | 66点  |
| エ 音楽教育用楽器類         | チェロ、譜面台ほか      | 12品目 | 42点  |
| オ 美術教育用機器類         | 平板プレス機ほか       | 33品目 | 61点  |

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成16年3月31日（水）
- (4) 納 入 場 所  
ア 北海道帯広農業高等学校  
イ～オ 北海道池田高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成15年11月28日（金）から12月12日（金）まで
- イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目  
北海道教育庁十勝教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）
- (2) 入 札 日 時
- ア 平成15年12月25日（水）午前9時30分
- イ 同 午前11時
- ウ 同 午後1時30分
- エ 同 午後3時

- オ 同 午後4時20分  
（送付による場合は、平成15年12月24日必着のこと。）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めによることによる。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 北海道帯広農業高等学校及び池田高等学校学科転換に係る物品購入
- （ア）健康教育用機械・機具類 トレーニング機器ほか17品目
- （イ）情報処理用機器類 パーソナルコンピュータ、会計ソフトほか14品目
- （ウ）学校用家具・事務用機器類 机、椅子、テレビほか14品目
- イ 平成15年12月初旬
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成15年北海道教育庁十勝教育局告示第8号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 9 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否  
要
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課  
イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目  
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- (a) Food processing apparatus and others (39 items, 88 units)
- (b) Homemaking course education (Cooking, Clothing) apparatus and others (18 items, 118 units)
- (c) Care welfare apparatus and others (14 items, 66 units)
- (d) Musical education instruments and others (12 items, 42 units)
- (e) Fine-arts education apparatus and others (33 items, 61 units)

B . Bid tendering date and time :

- (a) 9 : 30 A. M., December 25, 2003
- (b) 11 : 00 A. M., December 25, 2003
- (c) 1 : 30 P. M., December 25, 2003
- (d) 3 : 00 P. M., December 25, 2003
- (e) 4 : 20 P. M., December 25, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than December 24)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Minami 3, Higashi 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-8588, Japan

Phone : 0155-24-3111 Extension 3117

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第154号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年11月28日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

|                      |                                |                                |                             |                    |
|----------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|--------------------|
| 1                    | 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所           | 群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア     |                             |                    |
|                      | 代表者の氏名                         | 代表取締役 井置定男                     |                             |                    |
|                      | 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地           | 群馬県桐生市境野町七丁目201番地              |                             |                    |
|                      | 型 式 の 概 要                      | 遊技機の種類                         | ぱちんこ遊技機                     |                    |
|                      |                                | 遊技機の区分                         | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |                    |
| 2                    |                                | 型 式 名                          | CRスーパーおばけらんどX2              |                    |
|                      |                                | 製造業者名                          | 株式会社ソフィア                    | 型式試験番号 30079500    |
|                      |                                | 検 定 年 月 日                      | 平成15年11月28日                 | 検 定 番 号 第30079500号 |
|                      |                                | 検定の有効期間                        | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間      |                    |
|                      | 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所           | 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン |                             |                    |
| 3                    | 代表者の氏名                         | 代表取締役 新井悠司                     |                             |                    |
|                      | 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地           | 三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1          |                             |                    |
|                      | 型 式 の 概 要                      | 遊技機の種類                         | ぱちんこ遊技機                     |                    |
|                      |                                | 遊技機の区分                         | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |                    |
|                      |                                | 型 式 名                          | CRおめでとうございまーすMA             |                    |
|                      | 製造業者名                          | 株式会社ニューギン                      | 型式試験番号 30074600             |                    |
|                      | 検 定 年 月 日                      | 平成15年11月28日                    | 検 定 番 号 第30074600号          |                    |
|                      | 検定の有効期間                        | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間         |                             |                    |
| 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所 | 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン |                                |                             |                    |
| 3                    | 代表者の氏名                         | 代表取締役 新井悠司                     |                             |                    |
|                      | 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地           | 三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1          |                             |                    |
|                      | 型 式 の 概 要                      | 遊技機の種類                         | ぱちんこ遊技機                     |                    |
|                      |                                | 遊技機の区分                         | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |                    |
|                      |                                | 型 式 名                          | CRおめでとうございまーすMB             |                    |
|                      | 製造業者名                          | 株式会社ニューギン                      | 型式試験番号 30079400             |                    |
|                      | 検 定 年 月 日                      | 平成15年11月28日                    | 検 定 番 号 第30079400号          |                    |

|                  |                            |                                       |                             |                 |
|------------------|----------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 4                | 検定の有効期間                    | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間                |                             |                 |
|                  | 検定申請者の氏名又は名称及び住所           | 愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座           |                             |                 |
|                  | 代表者の氏名                     | 代表取締役 伊藤 二博                           |                             |                 |
|                  | 製造又は検査を行う事業所の所在地           | 愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番 |                             |                 |
|                  | 型式の概要                      | 遊技機の種類                                | ぱちんこ遊技機                     |                 |
|                  |                            | 遊技機の区分                                | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |                 |
|                  |                            | 型式名                                   | CRデカインカNK                   |                 |
|                  |                            | 製造業者名                                 | 株式会社銀座                      | 型式試験番号 30075500 |
|                  | 検定年月日                      | 平成15年11月28日                           | 検定番号                        | 第30075500号      |
|                  | 検定の有効期間                    | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間                |                             |                 |
| 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社  |                                       |                             |                 |
| 代表者の氏名           | 代表取締役 里見 治                 |                                       |                             |                 |
| 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 埼玉県川越市南台一丁目10番地8           |                                       |                             |                 |
| 型式の概要            | 遊技機の種類                     | ぱちんこ遊技機                               |                             |                 |
|                  | 遊技機の区分                     | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ           |                             |                 |
|                  | 型式名                        | CRソニックHN33                            |                             |                 |
|                  | 製造業者名                      | サミー株式会社                               | 型式試験番号 30074200             |                 |
| 検定年月日            | 平成15年11月28日                | 検定番号                                  | 第30074200号                  |                 |
| 検定の有効期間          | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間     |                                       |                             |                 |
| 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社  |                                       |                             |                 |
| 代表者の氏名           | 代表取締役 里見 治                 |                                       |                             |                 |
| 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 埼玉県川越市南台一丁目10番地8           |                                       |                             |                 |
| 型式の概要            | 遊技機の種類                     | ぱちんこ遊技機                               |                             |                 |
|                  | 遊技機の区分                     | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ           |                             |                 |
|                  | 型式名                        | CRソニックFN                              |                             |                 |
|                  | 製造業者名                      | サミー株式会社                               | 型式試験番号 30075900             |                 |
| 検定年月日            | 平成15年11月28日                | 検定番号                                  | 第30075900号                  |                 |
| 検定の有効期間          | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間     |                                       |                             |                 |
| 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社  |                                       |                             |                 |
| 代表者の氏名           | 代表取締役 里見 治                 |                                       |                             |                 |
| 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 埼玉県川越市南台一丁目10番地8           |                                       |                             |                 |
| 型式の概要            | 遊技機の種類                     | ぱちんこ遊技機                               |                             |                 |
|                  | 遊技機の区分                     | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ           |                             |                 |
|                  | 型式名                        | CRソニックHN25                            |                             |                 |
|                  | 製造業者名                      | サミー株式会社                               | 型式試験番号 30071400             |                 |
| 検定年月日            | 平成15年11月28日                | 検定番号                                  | 第30071400号                  |                 |
| 検定の有効期間          | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間     |                                       |                             |                 |
| 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社  |                                       |                             |                 |
| 8                | 代表者の氏名                     | 代表取締役 里見 治                            |                             |                 |
|                  | 製造又は検査を行う事業所の所在地           | 埼玉県川越市南台一丁目10番地8                      |                             |                 |
|                  | 型式の概要                      | 遊技機の種類                                | ぱちんこ遊技機                     |                 |
|                  |                            | 遊技機の区分                                | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |                 |
|                  |                            | 型式名                                   | CRソニックHT                    |                 |
|                  | 製造業者名                      | サミー株式会社                               | 型式試験番号                      | 30074900        |
|                  | 検定年月日                      | 平成15年11月28日                           | 検定番号                        | 第30074900号      |
|                  | 検定の有効期間                    | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間                |                             |                 |
|                  | 検定申請者の氏名又は名称及び住所           | 千葉県京野市真志喜二丁目13番10号 株式会社メーシー販売         |                             |                 |
|                  | 代表者の氏名                     | 代表取締役 別所 直鋼                           |                             |                 |
| 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地           |                                       |                             |                 |
| 型式の概要            | 遊技機の種類                     | ぱちんこ遊技機                               |                             |                 |
|                  | 遊技機の区分                     | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ           |                             |                 |
|                  | 型式名                        | CR大江戸夢歌舞伎L                            |                             |                 |
|                  | 製造業者名                      | 株式会社メーシー販売                            | 型式試験番号 30077800             |                 |
| 検定年月日            | 平成15年11月28日                | 検定番号                                  | 第30077800号                  |                 |
| 検定の有効期間          | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間     |                                       |                             |                 |
| 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共   |                                       |                             |                 |
| 代表者の氏名           | 代表取締役社長 毒島 秀行              |                                       |                             |                 |
| 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 群馬県伊勢崎市三和町2732番地1          |                                       |                             |                 |
| 型式の概要            | 遊技機の種類                     | ぱちんこ遊技機                               |                             |                 |
|                  | 遊技機の区分                     | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ           |                             |                 |
|                  | 型式名                        | CRフィーバーフレンズMR7                        |                             |                 |
|                  | 製造業者名                      | 株式会社三共                                | 型式試験番号 30081900             |                 |
| 検定年月日            | 平成15年11月28日                | 検定番号                                  | 第30081900号                  |                 |
| 検定の有効期間          | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間     |                                       |                             |                 |
| 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共   |                                       |                             |                 |
| 代表者の氏名           | 代表取締役社長 毒島 秀行              |                                       |                             |                 |
| 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 群馬県伊勢崎市三和町2732番地1          |                                       |                             |                 |
| 型式の概要            | 遊技機の種類                     | ぱちんこ遊技機                               |                             |                 |
|                  | 遊技機の区分                     | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ           |                             |                 |
|                  | 型式名                        | CRフィーバーフレンズMR4                        |                             |                 |
|                  | 製造業者名                      | 株式会社三共                                | 型式試験番号 30079900             |                 |
| 検定年月日            | 平成15年11月28日                | 検定番号                                  | 第30079900号                  |                 |
| 検定の有効期間          | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間     |                                       |                             |                 |
| 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー |                                       |                             |                 |
| 代表者の氏名           | 代表取締役 寶田 久治                |                                       |                             |                 |
| 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 群馬県桐生市境野町六丁目460番地          |                                       |                             |                 |

|         |                             |                  |   |        |          |
|---------|-----------------------------|------------------|---|--------|----------|
| 12      | 型式の概要                       | 遊技機の種類           | ぱちんこ遊技機                                   |        |          |
|         |                             | 遊技機の区分           | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ               |        |          |
|         |                             | 型式名              | CRフィーバー鉄戦騎ST                              |        |          |
|         |                             | 製造業者名            | 株式会社ダイドー                                  | 型式試験番号 | 30082000 |
| 検定年月日   | 平成15年11月28日                 | 検定番号             | 第30082000号                                |        |          |
| 検定の有効期間 | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間      |                  |   |        |          |
| 13      | 型式の概要                       | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾                |        |          |
|         |                             | 代表者の氏名           | 代表取締役 内ヶ島 敏 博                             |        |          |
|         |                             | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 愛知県名古屋市中川区蕨元町一丁目35番地                      |        |          |
|         |                             | 遊技機の種類           | ぱちんこ遊技機                                   |        |          |
| 遊技機の区分  | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |                  |   |        |          |
| 型式名     | CR男浜幸日本-A                   |                  |   |        |          |
| 製造業者名   | 株式会社高尾                      | 型式試験番号           | 30080600                                  |        |          |
| 検定年月日   | 平成15年11月28日                 | 検定番号             | 第30080600号                                |        |          |
| 検定の有効期間 | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間      |                  |   |        |          |
| 14      | 型式の概要                       | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会             |        |          |
|         |                             | 代表者の氏名           | 代表取締役 市原 高明                               |        |          |
|         |                             | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地                    |        |          |
|         |                             | 遊技機の種類           | ぱちんこ遊技機                                   |        |          |
| 遊技機の区分  | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |                  |   |        |          |
| 型式名     | CRドレミ天国FN                   |                  |   |        |          |
| 製造業者名   | 株式会社大一商会                    | 型式試験番号           | 30079200                                  |        |          |
| 検定年月日   | 平成15年11月28日                 | 検定番号             | 第30079200号                                |        |          |
| 検定の有効期間 | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間      |                  |   |        |          |
| 15      | 型式の概要                       | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会             |        |          |
|         |                             | 代表者の氏名           | 代表取締役 市原 高明                               |        |          |
|         |                             | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地                    |        |          |
|         |                             | 遊技機の種類           | ぱちんこ遊技機                                   |        |          |
| 遊技機の区分  | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |                  |   |        |          |
| 型式名     | CRドレミ天国HN2                  |                  |   |        |          |
| 製造業者名   | 株式会社大一商会                    | 型式試験番号           | 30080000                                  |        |          |
| 検定年月日   | 平成15年11月28日                 | 検定番号             | 第30080000号                                |        |          |
| 検定の有効期間 | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間      |                  |   |        |          |
| 16      | 型式の概要                       | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ヘルコ株式会社         |        |          |
|         |                             | 代表者の氏名           | 代表取締役 鈴木 暢 晃                              |        |          |
|         |                             | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5 |        |          |
|         |                             | 遊技機の種類           | 回胴式遊技機                                    |        |          |
| 遊技機の区分  | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号  |                  |   |        |          |

|                  |                               |         |                        |        |            |  |
|------------------|-------------------------------|---------|------------------------|--------|------------|--|
| 17               | 型式の概要                         | 型式名     | スーパークルーズ               |        |            |  |
|                  |                               | 製造業者名   | ヘルコ株式会社                | 型式試験番号 | 34078900   |  |
|                  |                               | 検定年月日   | 平成15年11月28日            | 検定番号   | 第34078900号 |  |
|                  |                               | 検定の有効期間 | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間 |        |            |  |
| 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア    |         |                        |        |            |  |
| 代表者の氏名           | 代表取締役 井 置 定 男                 |         |                        |        |            |  |
| 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 群馬県桐生市境野町七丁目201番地             |         |                        |        |            |  |
| 遊技機の種類           | ぱちんこ遊技機                       |         |                        |        |            |  |
| 遊技機の区分           | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ   |         |                        |        |            |  |
| 型式名              | CR海ですMX2                      |         |                        |        |            |  |
| 製造業者名            | 株式会社ソフィア                      | 型式試験番号  | 30082700               |        |            |  |
| 検定年月日            | 平成15年11月28日                   | 検定番号    | 第30082700号             |        |            |  |
| 検定の有効期間          | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間        |         |                        |        |            |  |
| 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和   |         |                        |        |            |  |
| 代表者の氏名           | 代表取締役 中 島 潤                   |         |                        |        |            |  |
| 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8          |         |                        |        |            |  |
| 遊技機の種類           | ぱちんこ遊技機                       |         |                        |        |            |  |
| 遊技機の区分           | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ   |         |                        |        |            |  |
| 型式名              | CR・木枯し紋次郎YJ                   |         |                        |        |            |  |
| 製造業者名            | 株式会社平和                        | 型式試験番号  | 30077700               |        |            |  |
| 検定年月日            | 平成15年11月28日                   | 検定番号    | 第30077700号             |        |            |  |
| 検定の有効期間          | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間        |         |                        |        |            |  |
| 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和   |         |                        |        |            |  |
| 代表者の氏名           | 代表取締役 中 島 潤                   |         |                        |        |            |  |
| 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8          |         |                        |        |            |  |
| 遊技機の種類           | ぱちんこ遊技機                       |         |                        |        |            |  |
| 遊技機の区分           | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ   |         |                        |        |            |  |
| 型式名              | CR・木枯し紋次郎XJ                   |         |                        |        |            |  |
| 製造業者名            | 株式会社平和                        | 型式試験番号  | 30076400               |        |            |  |
| 検定年月日            | 平成15年11月28日                   | 検定番号    | 第30076400号             |        |            |  |
| 検定の有効期間          | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間        |         |                        |        |            |  |
| 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社 |         |                        |        |            |  |
| 代表者の氏名           | 代表取締役 岸 勇 夫                   |         |                        |        |            |  |
| 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 愛知県春日井市桃山町1丁目127番地            |         |                        |        |            |  |
| 遊技機の種類           | ぱちんこ遊技機                       |         |                        |        |            |  |
| 遊技機の区分           | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ   |         |                        |        |            |  |
| 型式名              | CREIIIコレクションHR                |         |                        |        |            |  |
| 製造業者名            | マルホン工業株式会社                    | 型式試験番号  | 30080200               |        |            |  |

|                      |  |                               |                             |            |          |
|----------------------|--|-------------------------------|-----------------------------|------------|----------|
| 21                   | 検定年月日  | 平成15年11月28日                   | 検定番号                        | 第30080200号 |          |
|                      | 検定の有効期間  | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間        |                             |            |          |
|                      | 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所                                   | 愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社 |                             |            |          |
|                      | 代表者の氏名   | 代表取締役 岸 勇夫                    |                             |            |          |
|                      | 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地                                   | 愛知県春日井市桃山町1丁目127番地            |                             |            |          |
|                      | 型式の概要  | 遊技機の種類                        | ぱちんこ遊技機                     |            |          |
|                      |  | 遊技機の区分                        | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |            |          |
|                      |  | 型式名                           | CRカ也FX                      |            |          |
|                      |  | 製造業者名                         | マルホン工業株式会社                  | 型式試験番号     | 30078600 |
|                      | 検定年月日  | 平成15年11月28日                   | 検定番号                        | 第30078600号 |          |
| 検定の有効期間              | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間                                 |                               |                             |            |          |
| 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所 | 愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産                          |                               |                             |            |          |
| 代表者の氏名               | 代表取締役 金 沢 要求   |                               |                             |            |          |
| 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地 | 愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号                                   |                               |                             |            |          |
| 型式の概要                | 遊技機の種類   | ぱちんこ遊技機                       |                             |            |          |
|                      | 遊技機の区分   | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ   |                             |            |          |
|                      | 型式名  | CR新海物語M58                     |                             |            |          |
|                      | 製造業者名  | 株式会社三洋物産                      | 型式試験番号                      | 30081200   |          |
| 検定年月日                | 平成15年11月28日  | 検定番号                          | 第30081200号                  |            |          |
| 検定の有効期間              | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間                                 |                               |                             |            |          |
| 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所 | 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ                 |                               |                             |            |          |
| 代表者の氏名               | 代表取締役 梅 村 義 孝  |                               |                             |            |          |
| 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地 | 愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一                                      |                               |                             |            |          |
| 型式の概要                | 遊技機の種類   | ぱちんこ遊技機                       |                             |            |          |
|                      | 遊技機の区分   | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ   |                             |            |          |
|                      | 型式名  | CRイルナボンバーMV                   |                             |            |          |
|                      | 製造業者名  | 株式会社サンセイアールアンドディ              | 型式試験番号                      | 30082400   |          |
| 検定年月日                | 平成15年11月28日  | 検定番号                          | 第30082400号                  |            |          |
| 検定の有効期間              | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間                                 |                               |                             |            |          |
| 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所 | 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社                          |                               |                             |            |          |
| 代表者の氏名               | 代表取締役 奥 村 昌 美  |                               |                             |            |          |
| 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地 | 本社工場:愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号<br>小山工場:静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地 |                               |                             |            |          |
| 型式の概要                | 遊技機の種類   | ぱちんこ遊技機                       |                             |            |          |
|                      | 遊技機の区分   | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ   |                             |            |          |
|                      | 型式名  | CRモグッテお宝T                     |                             |            |          |
|                      | 製造業者名  | 奥村遊機株式会社                      | 型式試験番号                      | 30080100   |          |
| 検定年月日                | 平成15年11月28日  | 検定番号                          | 第30080100号                  |            |          |
| 検定の有効期間              | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間                                 |                               |                             |            |          |
| 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所 | 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事                            |                               |                             |            |          |
| 代表者の氏名               | 代表取締役 松 元 邦 夫  |                               |                             |            |          |
| 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地 | 愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地                                     |                               |                             |            |          |
| 型式の概要                | 遊技機の種類   | ぱちんこ遊技機                       |                             |            |          |
|                      | 遊技機の区分   | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ   |                             |            |          |
|                      | 型式名  | CRサンダーバード2W                   |                             |            |          |
|                      | 製造業者名  | 株式会社藤商事                       | 型式試験番号                      | 30080500   |          |
| 検定年月日                | 平成15年11月28日  | 検定番号                          | 第30080500号                  |            |          |

|                      |  |  |                             |            |          |
|----------------------|--|--|-----------------------------|------------|----------|
| 25                   | 検定の有効期間  | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間                                 |                             |            |          |
|                      | 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所                                   | 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社                          |                             |            |          |
|                      | 代表者の氏名   | 代表取締役 奥 村 昌 美  |                             |            |          |
|                      | 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地                                   | 本社工場:愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号<br>小山工場:静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地 |                             |            |          |
|                      | 型式の概要  | 遊技機の種類   | ぱちんこ遊技機                     |            |          |
|                      |  | 遊技機の区分   | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |            |          |
|                      |  | 型式名  | CRチャールズ・チャップリンH             |            |          |
|                      |  | 製造業者名  | 奥村遊機株式会社                    | 型式試験番号     | 30078100 |
|                      | 検定年月日  | 平成15年11月28日  | 検定番号                        | 第30078100号 |          |
|                      | 検定の有効期間  | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間                                 |                             |            |          |
| 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所 | 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社                          |  |                             |            |          |
| 代表者の氏名               | 代表取締役 奥 村 昌 美  |  |                             |            |          |
| 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地 | 本社工場:愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号<br>小山工場:静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地 |  |                             |            |          |
| 型式の概要                | 遊技機の種類   | ぱちんこ遊技機  |                             |            |          |
|                      | 遊技機の区分   | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ                            |                             |            |          |
|                      | 型式名  | CRチャールズ・チャップリンHC                                       |                             |            |          |
|                      | 製造業者名  | 奥村遊機株式会社   | 型式試験番号                      | 30076300   |          |
| 検定年月日                | 平成15年11月28日  | 検定番号   | 第30076300号                  |            |          |
| 検定の有効期間              | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間                                 |  |                             |            |          |
| 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所 | 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社                          |  |                             |            |          |
| 代表者の氏名               | 代表取締役 奥 村 昌 美  |  |                             |            |          |
| 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地 | 本社工場:愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号<br>小山工場:静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地 |  |                             |            |          |
| 型式の概要                | 遊技機の種類   | ぱちんこ遊技機  |                             |            |          |
|                      | 遊技機の区分   | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ                            |                             |            |          |
|                      | 型式名  | CRモグッテお宝T  |                             |            |          |
|                      | 製造業者名  | 奥村遊機株式会社   | 型式試験番号                      | 30080100   |          |
| 検定年月日                | 平成15年11月28日  | 検定番号   | 第30080100号                  |            |          |
| 検定の有効期間              | 公示の日(平成15年11月28日)から3年間                                 |  |                             |            |          |
| 検定申請者の氏名<br>又は名称及び住所 | 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事                            |  |                             |            |          |
| 代表者の氏名               | 代表取締役 松 元 邦 夫  |  |                             |            |          |
| 製造又は検査を行う<br>事業所の所在地 | 愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地                                     |  |                             |            |          |
| 型式の概要                | 遊技機の種類   | ぱちんこ遊技機  |                             |            |          |
|                      | 遊技機の区分   | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ                            |                             |            |          |
|                      | 型式名  | CRサンダーバード2W  |                             |            |          |
|                      | 製造業者名  | 株式会社藤商事  | 型式試験番号                      | 30080500   |          |
| 検定年月日                | 平成15年11月28日  | 検定番号   | 第30080500号                  |            |          |

|    |                  |                                |                             |            |
|----|------------------|--------------------------------|-----------------------------|------------|
|    | 検定の有効期間          | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間         |                             |            |
|    | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 東京都立川市上砂町5丁目13番地7 株式会社アクト技研    |                             |            |
|    | 代表者の氏名           | 代表取締役 上野 利夫                    |                             |            |
|    | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 栃木県芳賀郡二宮町久下田西4丁目151            |                             |            |
| 29 | 型式の概要            | 遊技機の種類                         | 回胴式遊技機                      |            |
|    |                  | 遊技機の区分                         | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号  |            |
|    |                  | 型式名                            | バイカジ                        |            |
|    |                  | 製造業者名                          | 株式会社アクト技研                   | 型式試験番号     |
|    | 検定年月日            | 平成15年11月28日                    | 検定番号                        | 第24008000号 |
|    | 検定の有効期間          | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間         |                             |            |
|    | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目13番10号 株式会社メーシー販売 |                             |            |
|    | 代表者の氏名           | 代表取締役 別所 直鋼                    |                             |            |
|    | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地               |                             |            |
| 30 | 型式の概要            | 遊技機の種類                         | ぱちんこ遊技機                     |            |
|    |                  | 遊技機の区分                         | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |            |
|    |                  | 型式名                            | CR森の石松K                     |            |
|    |                  | 製造業者名                          | 株式会社メーシー販売                  | 型式試験番号     |
|    | 検定年月日            | 平成15年11月28日                    | 検定番号                        | 第30080700号 |
|    | 検定の有効期間          | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間         |                             |            |
|    | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン |                             |            |
|    | 代表者の氏名           | 代表取締役 新井 悠司                    |                             |            |
|    | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1          |                             |            |
| 31 | 型式の概要            | 遊技機の種類                         | ぱちんこ遊技機                     |            |
|    |                  | 遊技機の区分                         | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |            |
|    |                  | 型式名                            | CRサイボーグ009MC                |            |
|    |                  | 製造業者名                          | 株式会社ニューギン                   | 型式試験番号     |
|    | 検定年月日            | 平成15年11月28日                    | 検定番号                        | 第30081400号 |
|    | 検定の有効期間          | 公示の日（平成15年11月28日）から3年間         |                             |            |

北海道公安委員会告示第155号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第11条第1項の規定により、次の検定を取り消したので、同条第3項の規定により公示する。

平成15年11月28日

北海道公安委員会委員長 佐野 文 男

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 検定を受けた者の氏名又は名称及び住所 | 東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ |
| 代表者の氏名             | 代表取締役 安藤 壽雄              |

|   |                    |                                |                            |            |
|---|--------------------|--------------------------------|----------------------------|------------|
|   | 製造又は検査を行う事業所の所在地   | 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地 |                            |            |
| 1 | 型式の概要              | 遊技機の種類                         | 回胴式遊技機                     |            |
|   |                    | 遊技機の区分                         | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 |            |
|   |                    | 型式名                            | ミリオンゴッド                    |            |
|   |                    | 製造業者名                          | 株式会社ミズホ                    | 型式試験番号     |
|   | 検定年月日              | 平成14年5月7日                      | 検定番号                       | 第14034900号 |
|   | 検定取消年月日            | 平成15年11月28日                    |                            |            |
|   | 検定を受けた者の氏名又は名称及び住所 | 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 株式会社ロデオ      |                            |            |
|   | 代表者の氏名             | 代表取締役 谷澤 鑛次                    |                            |            |
|   | 製造又は検査を行う事業所の所在地   | 埼玉県川越市南台一丁目10番地8               |                            |            |
| 2 | 型式の概要              | 遊技機の種類                         | 回胴式遊技機                     |            |
|   |                    | 遊技機の区分                         | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 |            |
|   |                    | 型式名                            | サラリーマンキンタロウ                |            |
|   |                    | 製造業者名                          | 株式会社ロデオ                    | 型式試験番号     |
|   | 検定年月日              | 平成13年12月7日                     | 検定番号                       | 第14051200号 |
|   | 検定取消年月日            | 平成15年11月28日                    |                            |            |
|   | 検定を受けた者の氏名又は名称及び住所 | 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社      |                            |            |
|   | 代表者の氏名             | 代表取締役 里見 治                     |                            |            |
|   | 製造又は検査を行う事業所の所在地   | 埼玉県川越市南台一丁目10番地8               |                            |            |
| 3 | 型式の概要              | 遊技機の種類                         | 回胴式遊技機                     |            |
|   |                    | 遊技機の区分                         | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 |            |
|   |                    | 型式名                            | アラジンA                      |            |
|   |                    | 製造業者名                          | サミー株式会社                    | 型式試験番号     |
|   | 検定年月日              | 平成14年2月8日                      | 検定番号                       | 第14062500号 |
|   | 検定取消年月日            | 平成15年11月28日                    |                            |            |

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年11月28日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする賃借物品の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、

(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年11月28日に一般競争入札の公告を行う電動型免許証パンチの賃貸借契約

(2) 資 格 電動型免許証パンチの賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 賃借物品の種類 電動型免許証パンチ

2 資 格 要 件  
次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成15年11月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。

(6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 調達をする賃借物品の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例  
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 平成15年11月28日から12月11日まで

(2) 申請の方法 提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由  
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法  
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新  
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失  
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第163号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年11月28日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品の名称及び数量  
電動型免許証パンチ 18台（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成16年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納入場所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格  
平成15年北海道警察本部告示第162号に規定する電動型免許証パンチの賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所  
札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入札日時 平成15年12月24日 午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等又は電報による入札等

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
  - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - ア 名称 北海道警察本部総務部会計課
  - イ 所在地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

